

令和3年9月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

資 料 目 次

ア	久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正 する規則について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
イ	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・	4

ア 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年久喜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

事務補助員、市税収納推進員、後期高齢者医療保険料収納推進員、しみん農園指導員、いきいき協力員（ヘルパー）、介護保険料収納推進員、ファミリー・サポート・センターアドバイザー、小学校安全監視員、公民館補助委員	行政職給料表 1級	1
保育園補助員、幼稚園補助員、司書、学芸員	行政職給料表 1級	3

」

を

「

事務補助員、市税収納推進員、後期高齢者医療保険料収納推進員、しみん農園指導員、いきいき協力員（ヘルパー）、介護保険料収納推進員、ファミリー・サポート・センターアドバイザー、小学校安全監視員、公民館補助委員、保育園補助員、幼稚園補助員、司書、学芸員	行政職給料表 1級	3
---	--------------	---

」

に、

保育園給食調理員、学校給食配膳員、作業員、学校業務員、幼稚園業務員	技能労務職給料表	4
農耕車両運転手、学校給食調理員	技能労務職給料表	9

を

保育園給食調理員、学校給食配膳員、作業員、学校業務員、幼稚園業務員、農耕車両運転手、学校給食調理員	技能労務職給料表	9
---	----------	---

に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則に伴う新旧対照表

一部を改正する規則		現行規則（旧）	
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)		
事務補助員、市税収納推進員、後期高齢者医療保険料収納行政職給3 推進員、しみん農園指導員、いきいき協力員(ヘルパー)、料表1級 介護保険料収納推進員、ファミリー・サポート・センター アドバイザー、小学校安全監視員、公民館補助委員、保育 園補助員、幼稚園補助員、司書、学芸員	事務補助員、市税収納推進員、後期高齢者医療保険料収納行政職給1 推進員、しみん農園指導員、いきいき協力員(ヘルパー)、料表1級 介護保険料収納推進員、ファミリー・サポート・センター アドバイザー、小学校安全監視員、公民館補助委員 保育園補助員、幼稚園補助員、司書、学芸員	給料表 行政職給3 料表1級 略	給料表 行政職給1 料表1級 略
略	略	略	略
保育園給食調理員、学校給食配膳員、作業員、学校業務員、幼稚園業務員、農耕車両運転手、学校給食調理員	保育園給食調理員、学校給食配膳員、作業員、学校業務員、幼稚園業務員 農耕車両運転手、学校給食調理員	技能労務 職給料表	技能労務 職給料表
		技能労務 職給料表	技能労務 職給料表

教育長報告イ 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき
ましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 栄養士
- 2 事務補助員